

市税概要

令和元年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

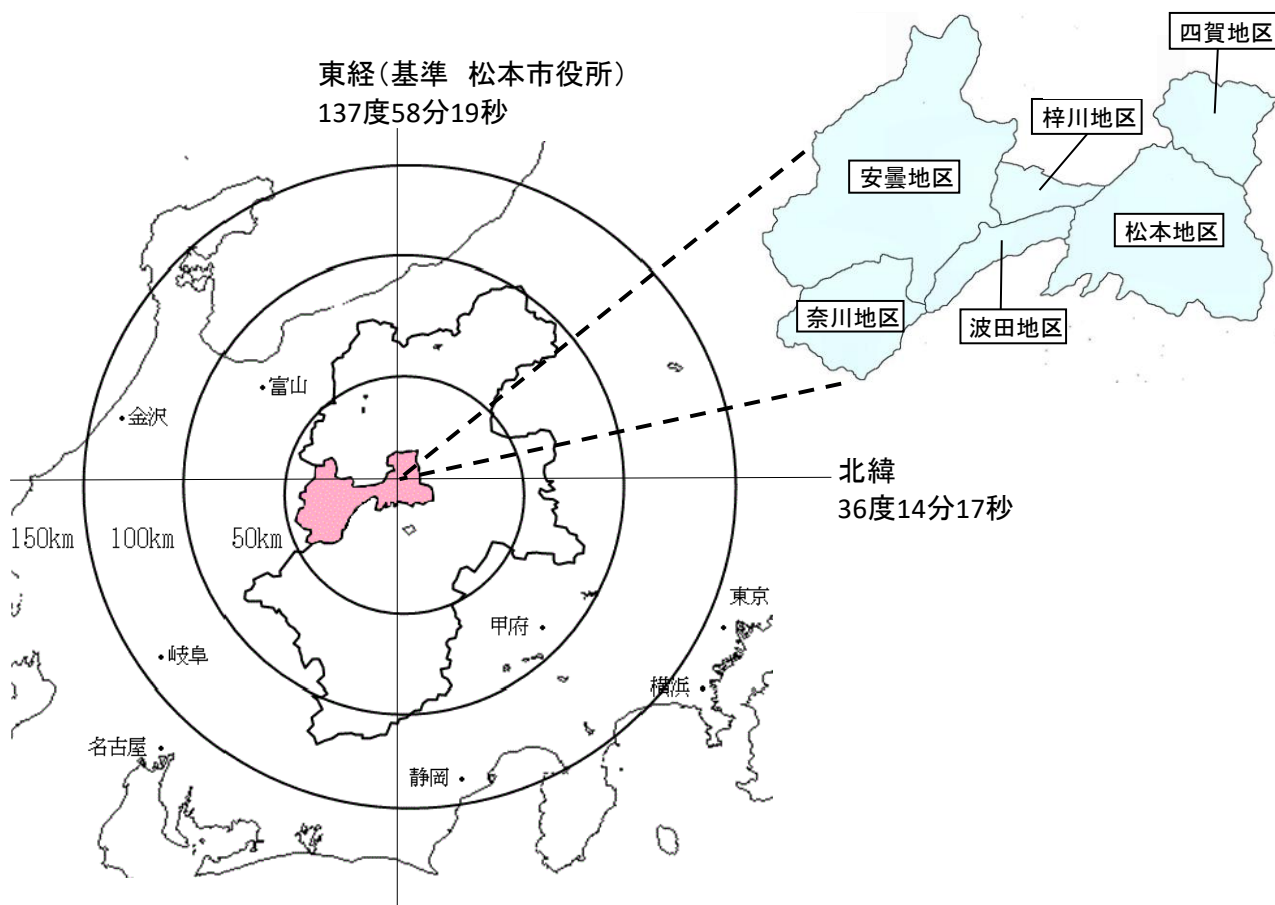
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	238,647人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	元年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	30年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	元年度課税状況調（当初）	14
5	元年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

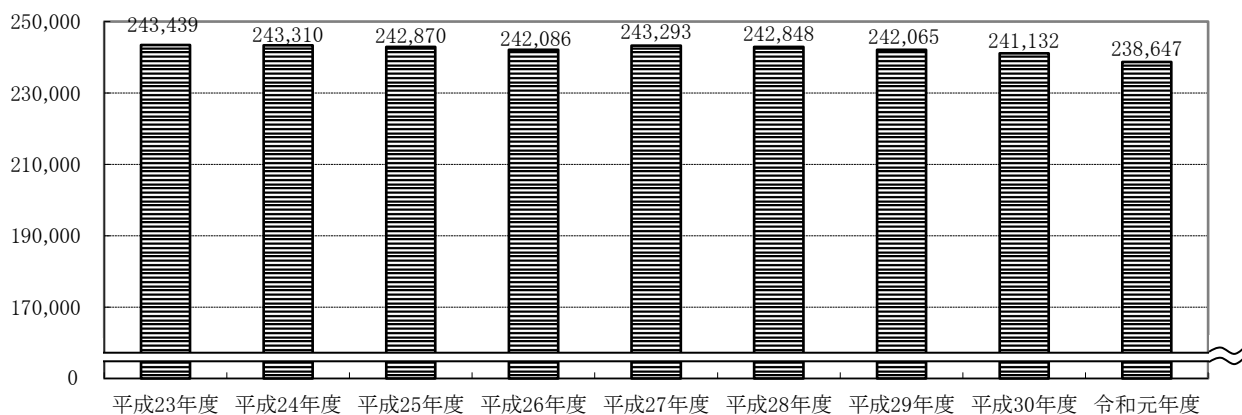
1 人口・世帯の推移

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	105,151	116,741	121,906	238,647	2.3	244

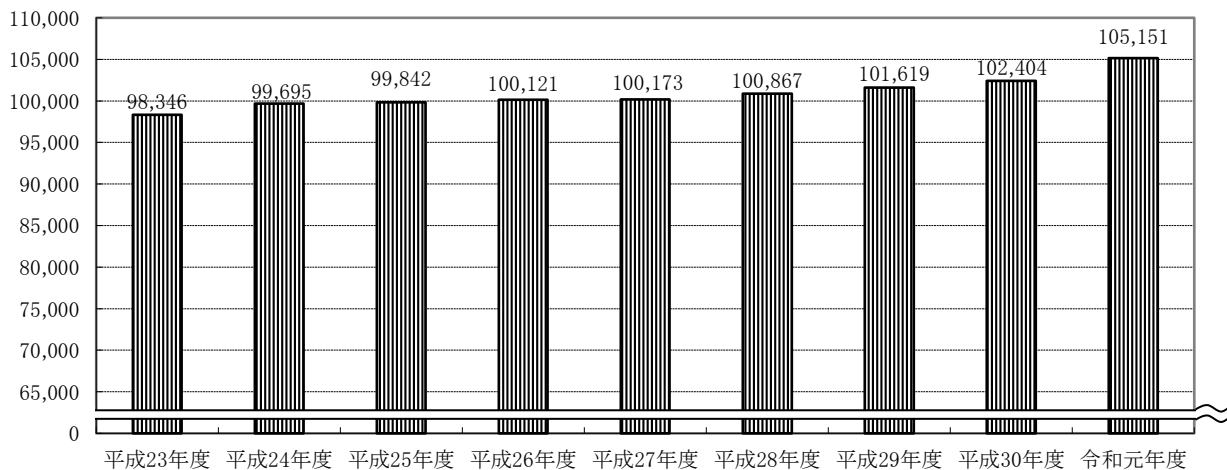
<面積> 978.47km²

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在)
令和元年度は情報政策課「松本市人口統計」(4月1日現在)

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和元年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	予算額	構成比	科目	予算額	構成比
合計	88,010,000	100.0	合計	88,010,000	100.0
1 市 税	36,796,840	41.8	1 議会 費	464,770	0.5
2 地方譲与税	823,330	0.9	2 総務 費	12,520,490	14.2
3 利子割交付金	60,000	0.1	3 民生 費	32,500,030	36.9
4 地方消費税交付金	4,885,390	5.6	4 衛生 費	5,208,660	5.9
5 ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.0	5 労働 費	226,190	0.3
6 自動車取得税交付金	111,010	0.1	6 農林水産業 費	2,547,820	2.9
7 環境性能割交付金	34,930	0.1	7 商工 費	3,082,800	3.5
8 配当割交付金	149,000	0.2	8 土木 費	8,585,610	9.8
9 株式等譲渡所得割交付金	120,000	0.1	9 消防 費	2,790,980	3.2
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	32,000	0.0	10 教育 費	7,884,110	9.0
11 地方特例交付金	181,750	0.2	11 公債 費	9,664,230	11.0
12 地方交付税	12,160,000	13.8	12 諸支出金	2,384,310	2.6
13 交通安全対策特別交付金	45,490	0.1	13 予備 費	150,000	0.2
14 分担金及び負担金	1,349,290	1.5			
15 使用料及び手数料	1,761,440	2.0			
16 国庫支出金	10,786,580	12.3			
17 県支出金	5,356,120	6.1			
18 財産収入	419,910	0.5			
19 寄附金	25,140	0.0			
20 繰入金	3,353,680	3.8			
21 繰越金	30,000	0.0			
22 諸収入	2,291,700	2.6			
23 市債	7,205,400	8.2			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

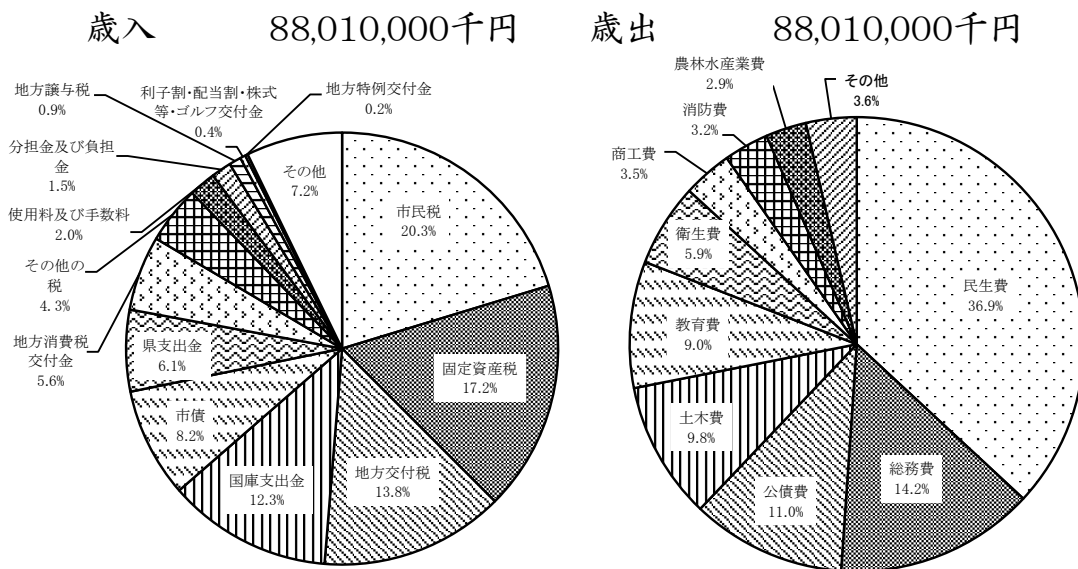
(2) 平成30年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

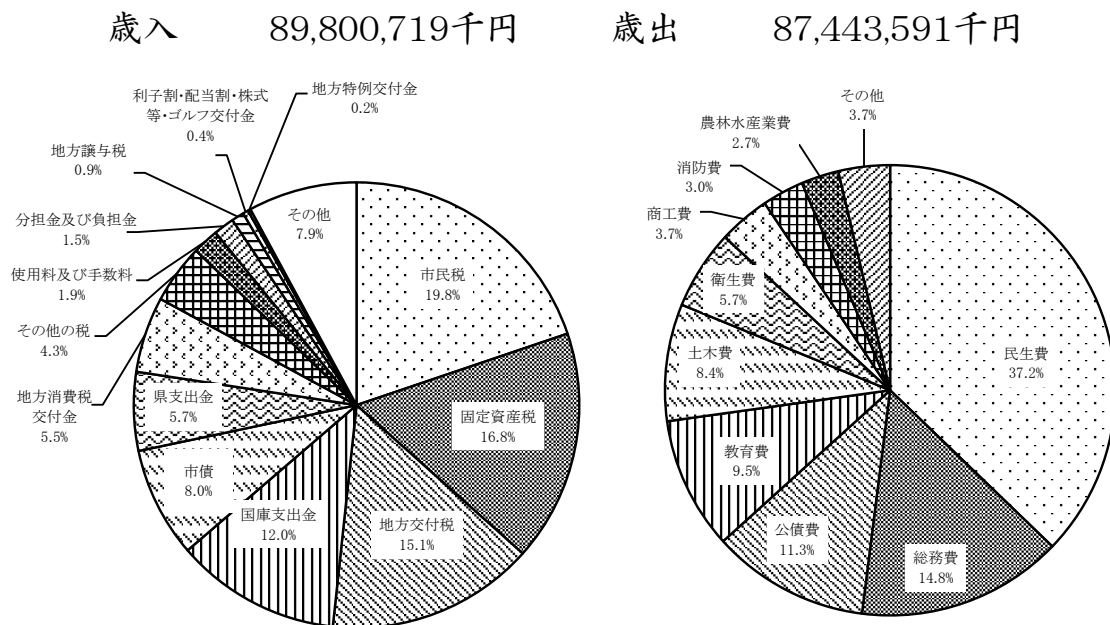
歳入			歳出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
合計	89,800,719	100.0	合計	87,443,591	100.0
1 市 税	36,693,507	40.9	1 議会 費	453,236	0.5
2 地方譲与税	851,222	0.9	2 総務 費	12,904,694	14.8
3 利子割交付金	71,417	0.1	3 民生 費	32,505,127	37.2
4 地方消費税交付金	4,973,610	5.5	4 衛生 費	5,014,873	5.7
5 ゴルフ場利用税交付金	30,014	0.0	5 労働 費	220,367	0.3
6 自動車取得税交付金	201,213	0.2	6 農林水産業 費	2,345,185	2.7
7 配当割交付金	121,483	0.1	7 商工 費	3,222,093	3.7
8 株式等譲渡所得割交付金	102,142	0.1	8 土木 費	7,302,517	8.4
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	32,048	0.0	9 消防 費	2,657,300	3.0
10 地方特例交付金	169,396	0.1	10 教育 費	8,342,842	9.5
11 地方交付税	13,515,188	15.1	11 公債 費	9,914,553	11.3
12 交通安全対策特別交付金	48,730	0.1	12 諸支出金	2,543,026	2.9
13 分担金及び負担金	1,352,682	1.5	13 予備 費	0	0.0
14 使用料及び手数料	1,670,658	1.9	14 災害復旧 費	17,778	0.0
15 国庫支出金	10,758,994	12.0			
16 県支出金	5,088,307	5.7			
17 財産収入	414,182	0.5			
18 寄附金	42,747	0.0			
19 繰入金	1,938,450	2.2			
20 繰越金	1,676,839	1.9			
21 諸収入	2,830,790	3.2			
22 市債	7,217,100	8.0			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

令和元年度一般会計当初予算



平成30年度一般会計決算額



3 税務機構と事務分掌

(令和元年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財	市民税課		1							1		
		庶務担当		(2) 2	2		2			1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(3) 5	4		3	6	4		22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	7	6	0	5	6	4	1	30	
政	資産税課		1							1		
		庶務係		(1) 1	1		1	2		1	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		1	2		2		2	1	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(2) 3	2		2	4	1	3	15	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	5	5	0	5	6	3	5	30	
部	納税課		1							1		
		庶務担当		(1) 2	2	1	1		1		7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(3) 5	3	1	4	6	7	3	29	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	7	5	2	5	6	8	3	37	

健康福祉部	保険課		1							1		
		保険税担当		(6) 7	7	0	1	4	4	12	35	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託
		計	1	7	7	0	1	4	4	12	36	

()内の数字は課長補佐(再掲)

II 市税総括

1 元年度市税の当初予算

区 分		令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	平成30年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 36,796,840	千円 36,389,000	千円 49,432,000	% 1.1	
1	市 民 税	17,854,000	17,664,000	17,626,000	1.1	
(1)	個 人	現年課税分	13,783,000	13,725,000	13,527,000	0.4
		滞納繰越分	127,000	145,000	145,000	△ 12.4
(2)	法 人	現年課税分	3,939,000	3,787,000	3,947,000	4.0
		滞納繰越分	5,000	7,000	7,000	△ 28.6
2	固 定 資 産 税	15,106,000	14,915,000	14,996,000	1.3	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,859,000	14,619,000	14,700,000	1.6
		滞納繰越分	107,000	154,000	154,000	△ 30.5
(2)	交 付 金	140,000	142,000	142,000	△ 1.4	
3	軽 自 動 車 税	692,840	670,000	670,000	3.4	
(1)	軽自動車税	現年課税分	684,000	663,000	663,000	3.2
		滞納繰越分	7,000	7,000	7,000	0.0
(2)	環境性能割	1,840	—	—	—	
4	市 た ば こ 税	1,434,000	1,448,000	14,448,000	△ 1.0	
5	入 湯 税		86,000	87,000	87,000	△ 1.1
		現年課税分	86,000	87,000	87,000	△ 1.1
		滞納繰越分	0	0	0	—
6	都 市 計 画 税		1,624,000	1,605,000	1,605,000	1.2
		現年課税分	1,612,000	1,589,000	1,589,000	1.4
		滞納繰越分	12,000	16,000	16,000	△ 25.0
国民健康保険税		5,064,990	5,265,170	5,326,330	△ 3.8	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,293,450	3,380,090	3,425,210	△ 2.6
		滞納繰越分	170,340	175,390	181,950	△ 2.9
	(イ)退職分	現年課税分	3,430	25,210	27,870	△ 86.4
		滞納繰越分	2,330	4,610	3,670	△ 49.5
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,134,950	1,162,030	1,188,760	△ 2.3
		滞納繰越分	54,420	56,640	58,430	△ 3.9
	(イ)退職分	現年課税分	990	8,520	9,670	△ 88.4
		滞納繰越分	740	1,400	1,160	△ 47.1
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	376,980	410,990	392,660	△ 8.3
		滞納繰越分	25,350	30,360	27,980	△ 16.5
	(イ)退職分	現年課税分	1,300	8,610	7,840	△ 84.9
		滞納繰越分	710	1,320	1,130	△ 46.2

2 税目別決算額比較表

科 目	平成 27 年 度					平成 28 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率	収納率	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	37,565,102	△ 0.3	35,834,493	△ 0.1	95.39	37,285,808	△ 0.7	35,749,498	△ 0.2
現年課税分	35,860,323	0.1	35,404,642	0.2	98.73	35,702,389	△ 0.4	35,305,760	△ 0.3
滞納繰越分	1,704,779	△ 7.9	429,851	△ 15.2	25.21	1,583,419	△ 7.1	443,738	3.2
1 市 民 税	18,210,475	0.9	17,473,604	1.2	95.95	17,827,700	△ 2.1	17,152,049	△ 1.8
現年課税分	17,485,584	1.4	17,267,850	1.4	98.75	17,134,946	△ 2.0	16,940,383	△ 1.9
滞納繰越分	724,891	△ 9.7	205,754	△ 12.4	28.38	692,754	△ 4.4	211,666	2.9
2 固 定 資 産 税	15,433,435	△ 1.5	14,570,279	△ 1.4	94.41	15,490,859	0.4	14,745,133	1.2
現年課税分	14,577,977	△ 1.2	14,374,531	△ 1.1	98.60	14,714,792	0.9	14,543,671	1.2
滞納繰越分	855,458	△ 6.7	195,748	△ 18.0	22.88	776,067	△ 9.3	201,462	2.9
3 軽自動車税	542,058	1.8	511,739	2.2	94.41	643,608	18.7	610,877	19.4
現年課税分	513,611	2.2	504,910	2.3	98.31	616,744	20.1	604,351	19.7
滞納繰越分	28,447	△ 6.1	6,829	△ 9.7	24.01	26,864	△ 5.6	6,526	△ 4.4
4 市たばこ税	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7
現年課税分	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7
滞納繰越分	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0	—
5 入 湯 税	94,796	1.5	90,920	△ 2.2	95.91	93,590	△ 1.3	92,172	1.4
現年課税分	94,361	1.4	90,562	△ 2.2	95.97	89,934	△ 4.7	89,914	△ 0.7
滞納繰越分	435	35.1	358	11.2	82.25	3,656	740.5	2,258	530.7
6 都 市 計 画 税	1,657,351	△ 0.1	1,560,964	0.1	94.18	1,663,591	0.4	1,582,807	1.4
現年課税分	1,561,803	0.3	1,539,802	0.3	98.59	1,579,513	1.1	1,560,981	1.4
滞納繰越分	95,548	△ 6.4	21,162	△ 16.8	22.15	84,078	△ 12.0	21,826	3.1
国民健康保険税	7,243,791	△ 0.9	5,114,110	△ 2.4	70.60	7,725,482	6.6	5,664,426	10.8
現年課税分	5,317,787	△ 3.5	4,832,159	△ 2.9	90.87	5,862,317	10.2	5,375,121	11.2
滞納繰越分	1,926,004	7.1	281,951	7.7	14.64	1,863,165	△ 3.3	289,305	2.6

	平成29年度					平成30年度				
	決算額					決算額				
収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
95.88	37,931,826	1.7	36,623,487	2.4	96.55	37,690,180	△ 0.6	36,693,507	0.2	97.36
98.89	36,550,196	2.4	36,226,628	2.6	99.11	36,559,379	0.0	36,302,738	0.2	99.30
28.02	1,381,630	△ 12.7	396,859	△ 10.6	28.72	1,130,801	△ 18.2	390,770	△ 1.5	34.56
96.21	18,447,362	3.5	17,850,718	4.1	96.77	18,257,598	△ 1.0	17,759,175	△ 0.5	97.27
98.86	17,821,314	4.0	17,655,675	4.2	99.07	17,706,939	△ 0.6	17,572,235	△ 0.5	99.24
30.55	626,048	△ 9.6	195,043	△ 7.9	31.15	550,659	△ 12.0	186,941	△ 4.2	33.95
95.19	15,559,422	0.4	14,948,199	1.4	96.07	15,523,507	△ 0.2	15,102,092	1.0	97.26
98.84	14,905,431	1.3	14,774,135	1.6	99.12	15,028,441	0.8	14,927,536	1.0	99.32
25.96	653,991	△ 15.7	174,064	△ 13.6	26.62	495,066	△ 24.3	174,556	0.3	35.26
94.91	670,979	4.3	638,639	4.5	95.18	695,295	3.6	665,279	4.2	95.68
97.99	642,594	4.2	630,970	4.4	98.19	665,740	3.6	656,293	4.0	98.58
24.29	28,385	5.7	7,669	17.5	27.02	29,555	4.1	8,986	17.2	30.41
100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00	1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00
100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00	1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00
—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
98.48	91,540	△ 2.2	89,573	△ 2.8	97.85	93,484	2.1	92,225	3.0	98.65
99.98	89,142	△ 0.9	88,368	△ 1.7	99.13	91,491	2.6	90,812	2.8	99.26
61.73	2,398	△ 34.4	1,205	△ 46.6	50.25	1,993	△ 16.9	1,413	17.3	70.90
95.14	1,672,137	0.5	1,605,972	1.5	96.04	1,663,083	△ 0.5	1,617,523	0.7	97.26
98.83	1,601,329	1.4	1,587,094	1.7	99.11	1,609,555	0.5	1,598,649	0.7	99.32
25.96	70,808	△ 15.8	18,878	△ 13.5	26.66	53,528	△ 24.4	18,874	0.0	35.26
73.32	7,423,084	△ 3.9	5,475,917	△ 3.3	73.77	7,146,146	△ 3.7	5,349,243	△ 2.3	74.85
91.69	5,629,608	△ 4.0	5,189,213	△ 3.5	92.18	5,460,036	△ 3.0	5,073,756	△ 2.2	92.93
15.53	1,793,476	△ 3.7	286,704	△ 0.9	15.99	1,686,110	△ 6.0	275,487	△ 3.9	16.34

3 30年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 36,559,379	千円 1,130,801	千円 37,690,180	千円 36,302,738
普 通 税	計	34,858,333	1,075,280	35,933,613	34,613,277
	1 市 民 税	17,706,939	550,659	18,257,598	17,572,235
	(1) 個 人 均 等 割	423,620	16,026	439,646	419,459
	(2) 個 人 所 得 割 (上記のうち退職所得分)	13,318,351	504,314	13,822,665	13,199,345
	(3) 法 人 均 等 割	101,610	—	101,610	101,610
	(4) 法 人 税 割	981,566	7,506	989,072	978,870
	(4) 法 人 税 割	2,983,402	22,813	3,006,215	2,974,561
	2 固 定 資 産 税	15,028,441	495,066	15,523,507	14,927,536
	(1) 純 固 定 資 産 税	14,886,391	495,066	15,381,457	14,785,486
	ア 土 地	5,452,938	181,344	5,634,282	5,415,924
	イ 家 屋	6,972,659	231,885	7,204,544	6,925,521
	ウ 償 却 資 産	2,460,795	81,837	2,542,632	2,444,041
	(2) 交 付 金	142,050	—	142,050	142,050
	3 軽 自 動 車 税	665,740	29,555	695,295	656,293
4 市 た ば こ 税	1,457,213	—	1,457,213	1,457,213	
目 的 税	計	1,701,046	55,521	1,756,567	1,689,461
	1 入 湯 税	91,491	1,993	93,484	90,812
	2 都 市 計 画 税	1,609,555	53,528	1,663,083	1,598,649
	(1) 土 地	835,796	27,796	863,592	830,178
	(2) 家 屋	773,759	25,732	799,491	768,471
国民健康保険税		5,460,036	1,686,110	7,146,146	5,073,756

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
390,770	36,693,507	99.30	34.56	97.36	96.55
370,483	34,983,760	99.30	34.45	97.36	96.57
186,941	17,759,175	99.24	33.95	97.27	96.77
5,536	424,995	99.10	34.54	96.75	96.05
174,213	13,373,558	99.10	34.54	96.75	96.05
—	101,610	100.00	—	100.00	100.00
1,781	980,651	99.71	23.72	99.13	99.24
5,411	2,979,972	99.71	23.72	99.13	99.24
174,556	15,102,092	99.32	35.26	97.26	96.07
174,556	14,960,042	99.32	35.26	97.26	96.04
63,940	5,479,864	99.32	35.26	97.26	96.04
81,762	7,007,283	99.32	35.26	97.26	96.04
28,854	2,472,895	99.32	35.26	97.26	96.04
—	142,050	100.00	—	100.00	100.00
8,986	665,279	98.58	30.41	95.68	95.18
—	1,457,213	100.00	—	100.00	100.00
20,287	1,709,748	99.32	36.54	97.33	96.14
1,413	92,225	99.26	70.90	98.65	97.85
18,874	1,617,523	99.32	35.26	97.26	96.04
9,801	839,979	99.32	35.26	97.26	96.04
9,073	777,544	99.32	35.26	97.26	96.04
275,487	5,349,243	92.93	16.34	74.85	73.77

4 市税負担状況調

区 分		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 148,589	% △ 0.1	円 152,598	% 2.7	円 153,194	% 0.4
	市 民 税 個 人	55,949	△ 0.5	57,328	2.5	57,583	0.4
	純 固 定 資 産 税	60,678	1.3	61,646	1.6	62,378	1.2
	そ の 他 の 税	31,962	△ 1.9	33,624	5.2	33,233	△ 1.2
一世帯当たり	市 税 総 額	344,259	△ 1.1	349,529	1.5	347,685	△ 0.5
	市 民 税 個 人	129,625	△ 1.6	131,311	1.3	130,688	△ 0.5
	純 固 定 資 産 税	140,581	0.2	141,201	0.4	141,572	0.3
	そ の 他 の 税	74,053	△ 2.9	77,017	4.0	75,425	△ 2.1

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
		人	人	人	
合 計	納 税 義 務 者 数	118,042	119,554	120,803	
	均 等 割 の み	8,350	8,545	8,672	
	均等割・所得割合算	109,692	111,009	112,131	
特 別	給 与	納 税 義 務 者 数	71,597	80,025	81,557
		均 等 割 の み	1,715	2,299	2,269
		均等割・所得割合算	69,882	77,726	79,288
徴 収	年 金	納 税 義 務 者 数	18,354	18,679	18,872
		均 等 割 の み	3,031	3,144	3,338
		均等割・所得割合算	15,323	15,535	15,534
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	28,091	20,850	20,374	
	均 等 割 の み	3,604	3,102	3,065	
	均等割・所得割合算	24,487	17,748	17,309	
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	7,683	9,672	9,872	
	年 金	9	9	9	

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	人	人	人
納 税 義 務 者 数	118,121	119,617	120,830
均 等 割 の み	8,401	8,596	8,715
均等割・所得割合算	109,720	111,021	112,115

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 235,590,903	千円 237,379,120	千円 241,868,074
	所 得 割	13,208,860	13,290,001	13,488,255
	均 等 割	413,414	382,653	422,877
	計	13,622,274	13,672,654	13,911,132
特別徴収	所 得 割	10,168,878	10,913,116	11,122,402
	均 等 割	297,580	290,232	331,126
	計	10,466,458	11,203,348	11,453,528
普通徴収	所 得 割	3,039,982	2,376,885	2,365,853
	均 等 割	115,834	92,421	91,751
	計	3,155,816	2,469,306	2,457,604

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 235,590,903	千円 237,379,120	千円 241,868,074
	所 得 割	8,803,535	8,857,741	8,989,813
	均 等 割	236,236	239,230	241,649
	計	9,039,771	9,096,971	9,231,462
特別徴収	所 得 割	6,777,702	7,273,741	7,413,247
	均 等 割	170,041	186,415	189,216
	計	6,947,743	7,460,156	7,602,463
普通徴収	所 得 割	2,025,833	1,584,000	1,576,566
	均 等 割	66,195	52,815	52,433
	計	2,092,028	1,636,815	1,628,999

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		令 和 元 年 度	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
給 与 所 得 者	87,974	80.2	89,344	80.5	90,842	81.0
営 業 等 所 得 者	4,226	3.9	4,230	3.8	4,181	3.7
農 業 所 得 者	631	0.6	629	0.6	612	0.5
そ の 他 の 所 得 者	15,856	14.5	15,586	14.0	15,402	13.7
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,005	0.9	1,220	1.1	1,094	1.0
合 計	109,692	100.0	111,009	100.0	112,131	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		令 和 元 年 度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
給 与 所 得 者	10,958,179	83.1	11,029,568	83.1	11,267,493	83.6
営 業 等 所 得 者	633,620	4.8	638,423	4.8	646,635	4.8
農 業 所 得 者	82,616	0.6	71,939	0.5	71,286	0.5
そ の 他 の 所 得 者	971,442	7.4	962,467	7.3	959,353	7.1
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	542,979	4.1	566,827	4.3	530,612	3.9
合 計	13,188,836	100.0	13,269,224	100.0	13,475,379	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 元年度課税状況調(当初)

所得者区分	区分	均等割のみを納める者	
		人員	均等割額
給与所得者	人	4,037	千円 14,129
営業等所得者		745	2,608
農業所得者		124	434
その他の所得者		3,766	13,181
家屋敷等のみ		0	0
合計		8,672	30,352
平成30年度		8,454	29,908

備考 7月1日現在の現年課税分

5 元年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額		4,660	3,001,815	26,045	525	1,823,581	17,484	198,174	5,067,624
10万円超～100万円以下		37,137	50,305,272	4,484	9,412	908,776	546	62,421	51,290,911
100万円超～200万円以下		31,533	78,406,983	6,920	15,286	654,359	10,703	752,932	79,847,183
200万円超～300万円以下		17,545	66,357,227	74,663	5,367	545,195	0	144,764	67,127,216
300万円超～400万円以下		9,453	48,052,941	4,789	7,490	298,289	2,773	103,545	48,469,827
400万円超～550万円以下		6,041	38,967,132	6,375	4,728	223,609	4,904	309,239	39,515,987
550万円超～700万円以下		2,266	18,377,939	1,594	9,766	162,373	186	71,802	18,623,660
700万円超～1,000万円以下		1,540	15,702,343	197	5,364	254,153	1,423	725,889	16,689,369
1,000万円を超える金額		1,956	39,857,581	1,974	97,431	1,037,063	12,169	1,004,659	42,010,877
合計		112,131	359,029,233	127,041	155,369	5,907,398	50,188	3,373,425	368,642,654

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
91,238	319,333	11,430,094	95,275	11,763,556
4,206	14,721	665,146	4,951	682,475
615	2,153	71,667	739	74,254
16,072	56,252	1,308,603	19,838	1,378,036
0	0	0	0	0
112,131	392,459	13,475,510	120,803	13,898,321
111,009	388,531	13,269,459	119,554	13,687,898

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,261	5,250	5,281	5,297
1千万円以下	50人超		50	51	54	51
1千万円超1億円以下	50人以下		1,224	1,240	1,243	1,240
1千万円超1億円以下	50人超		109	108	109	112
1億円超10億円以下	50人以下		414	445	448	445
1億円超10億円以下	50人超		55	55	57	60
10億円超	50人以下		625	621	624	625
10億円超50億円以下	50人超		20	19	21	22
50億円超	50人超		48	55	55	54
合 計			7,806	7,844	7,892	7,906
伸 率			0.1 %	0.5 %	0.6 %	0.2 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
元年度は6月末現在の数値

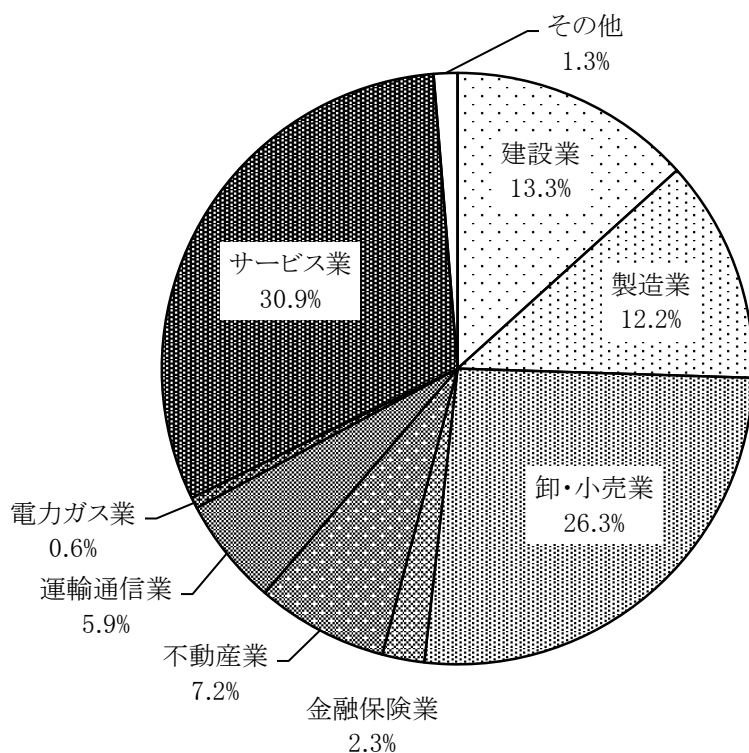
(2) 年度別調定額

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税 割	2,922,911	2,651,251	3,050,764	2,915,092
	均等割	914,506	949,648	967,580	964,400
	計	3,837,417	3,600,899	4,018,344	3,879,492
過年度分	税 割	73,761	72,037	55,275	68,310
	均等割	14,128	18,906	16,522	17,166
	計	87,889	90,943	71,797	85,476
合 計	税 割	2,996,672	2,723,288	3,106,039	2,983,402
	均等割	928,634	968,554	984,102	981,566
	計	3,925,306	3,691,842	4,090,141	3,964,968
	伸 率	△ 9.2 %	△ 5.9 %	10.8 %	△ 3.1 %

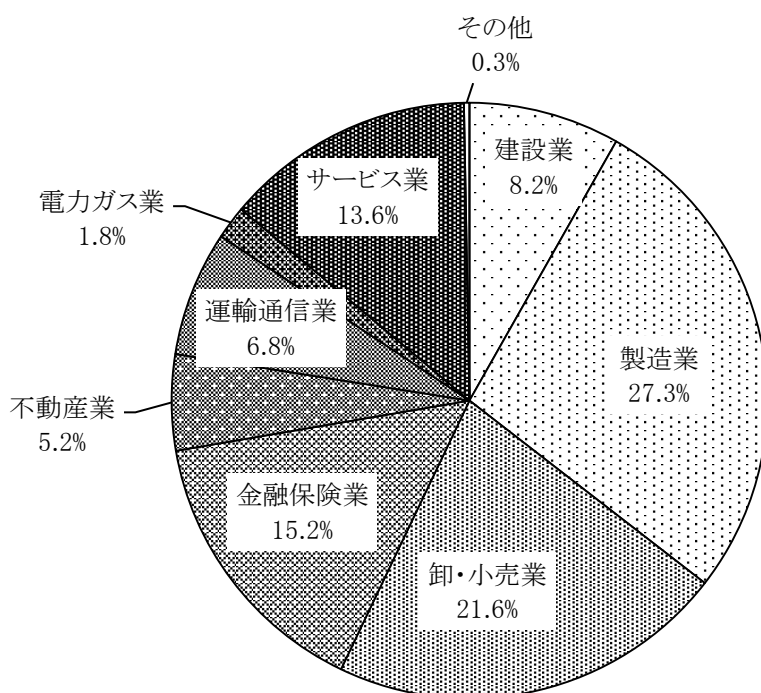
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成30年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数(7,892社)



税割額(2,915,092千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
29	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
30	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853

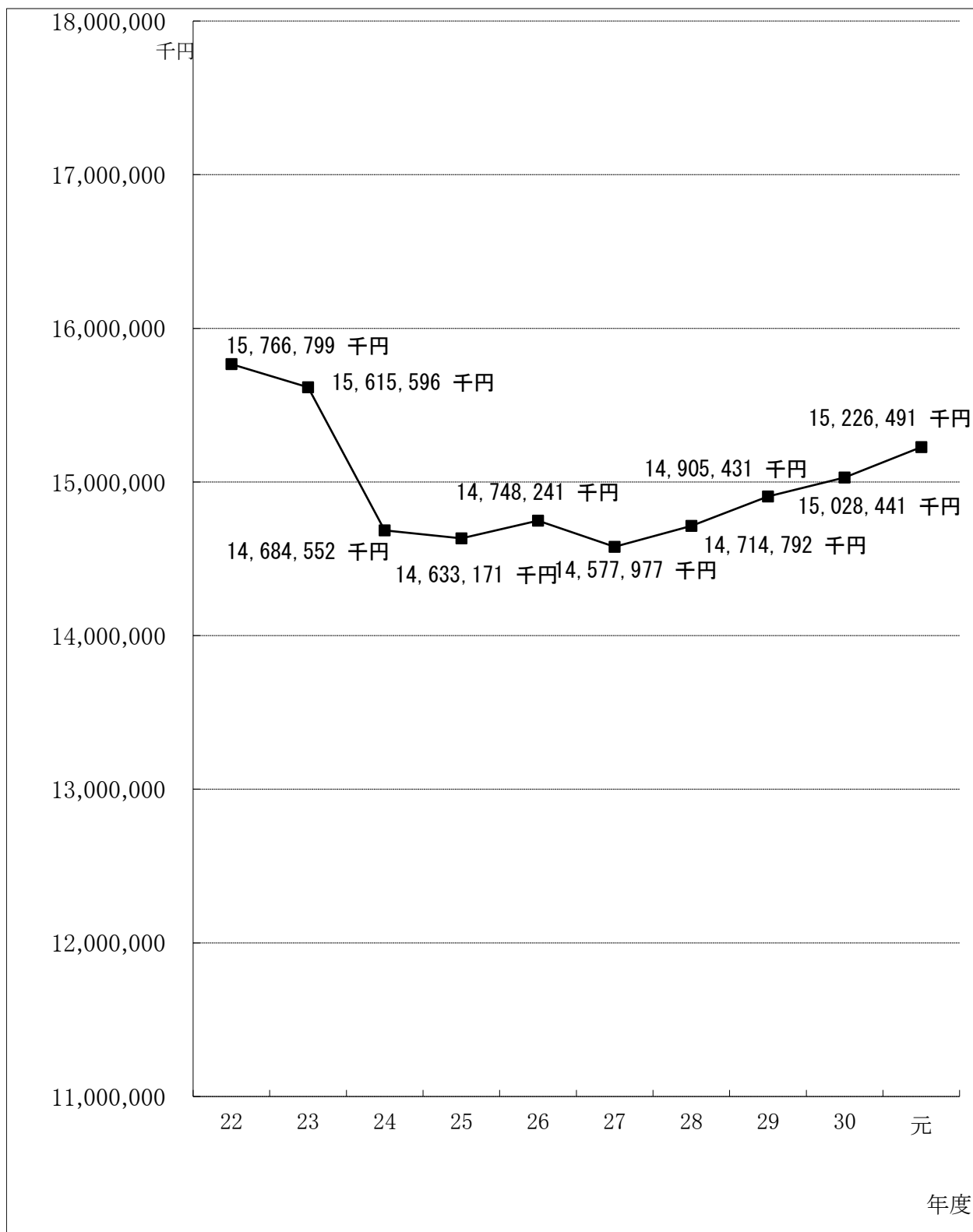
上段 前年対比伸率 %
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 元年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
課税標準額	土 地	396,171,465千円	395,098,213千円	396,008,059千円	397,132,683千円
	家 屋	497,641,141	509,570,041	506,374,571	519,679,737
	償 却 資 産	165,593,655	168,020,197	178,710,023	181,042,169
	計	1,059,406,261	1,072,688,451	1,081,092,653	1,097,854,589
税 額		14,579,421	14,765,356	14,886,391	15,066,183
納 税 義 務 者		92,252人	92,617人	92,817人	92,947人

(注) 1 元年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
算 定 標 準 額	9,669,458千円	10,005,435千円	10,146,508千円	10,010,258千円
税 額	135,371	140,075	142,050	140,143
納 税 義 務 者	16人	16人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
課 税 標 準 額	1,069,075,719千円	1,082,693,886千円	1,091,239,161千円	1,107,864,847千円
税 額	14,714,792	14,905,431	15,028,441	15,206,326

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	29	203,693	49,245	31,924	39,576
	30	203,450	48,906	28,573	39,790
	元	201,659	48,810	28,374	39,997
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	29	(395,118,857) 1,028,834,228	(14,140,425) 32,441,269	(9,046,539) 33,724,588	(323,566,544) 893,412,435
	30	(396,090,305) 1,035,930,077	(13,933,583) 31,180,133	(9,047,475) 32,784,563	(325,644,396) 903,634,998
	元	(397,142,104) 1,037,521,488	(13,930,542) 29,991,487	(8,913,782) 31,216,805	(327,331,984) 908,715,038
筆 数 (筆)	29	368,503	41,588	45,550	225,662
	30	369,834	40,811	39,959	227,734
	元	370,774	40,638	39,646	229,430
提示平均価額 (円/㎡)	29		140	48	22,835
	30		140	50	22,956
	元		140	50	22,956
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	29	4,763	140 (169)	48 (83)	22,454 (210,760)
	30	4,796	140 (169)	50 (83)	22,584 (206,500)
	元	4,824	140 (169)	50 (83)	22,588 (204,520)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.585	3,715	64,461	9,397	5,374
0.585	3,721	68,166	8,938	5,355
0.585	3,721	66,620	8,813	5,323
(70,130) 70,130	(103,850) 118,944	(1,469,129) 1,550,053	(412,649) 500,669	(46,309,591) 67,016,140
(68,030) 68,030	(107,434) 125,822	(1,534,488) 1,611,487	(387,407) 470,463	(45,367,492) 66,054,581
(68,030) 68,030	(107,344) 125,699	(1,512,001) 1,592,648	(384,374) 467,287	(44,894,047) 65,344,494
35	352	31,720	11,542	12,054
35	352	38,237	10,728	11,978
35	352	38,165	10,638	11,870
		20		
		20		
		20		
119,880 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,060)	12,443 (170,000)
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,305 (168,000)
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,253 (167,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	29	121,201	18,342 千㎡
	30	121,483	18,393
	元	121,919	18,541
木 造	29	85,923	9,822
	30	86,020	9,859
	元	86,179	9,899
非 木 造	29	35,278	8,520
	30	35,463	8,534
	元	35,740	8,642

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	29	170,031,999 千円
	30	182,327,986
	元	184,175,138
構 築 物	29	29,330,549
	30	35,565,211
	元	36,495,461
機 械 及 び 装 置	29	62,081,069
	30	63,638,151
	元	64,464,841
船 舶	29	3,260
	30	2,451
	元	2,443
航 空 機	29	406,094
	30	505,566
	元	55,761
車 両 及 び 運 搬 具	29	865,550
	30	911,410
	元	894,062
工 具 器 具 及 び 備 品	29	23,734,249
	30	27,108,468
	元	26,868,362
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	29	53,611,228
	30	54,596,729
	元	55,394,208

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格
510,470,758 千円	27,830 円
500,320,604	27,202
520,678,126	28,083
170,199,420	17,328
166,110,056	16,849
172,581,612	17,434
340,271,338	39,938
334,210,548	39,162
348,096,514	40,281

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
166,404,673 千円	5,875,443 千円	106,918,002 千円
178,295,672	3,992,230	120,844,188
180,680,646	2,038,675	124,373,593
28,788,564	377,682	28,410,882
35,105,901	299,459	34,806,442
36,086,906	259,213	35,827,693
59,005,332	5,475,063	53,530,269
61,218,167	3,672,033	57,546,134
62,579,829	1,731,665	60,848,164
3,260	0	3,260
2,451	0	2,451
2,443	0	2,443
406,094	0	406,094
505,566	0	505,566
55,761	0	55,761
865,532	74	865,458
911,395	77	911,318
893,786	207	893,579
23,724,663	22,624	23,702,039
27,092,938	20,661	27,072,277
26,793,543	47,590	26,745,953
53,611,228	—	—
53,459,254	—	—
54,268,378	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	823	784	802
		床 面 積(m ²)	94,216	89,815	92,860
		決定価格(千円)	5,036,051	5,238,825	5,725,568
	その他	棟 数(棟)	112	105	105
		床 面 積(m ²)	15,933	17,171	23,210
		決定価格(千円)	750,792	835,482	1,258,982
木造以外の屋	棟 数(棟)	422	383	320	
	床 面 積(m ²)	108,158	66,205	77,794	
	決定価格(千円)	8,286,264	5,309,593	7,897,397	
合 計	棟 数(棟)	1,357	1,272	1,227	
	床 面 積(m ²)	218,307	173,191	193,864	
	決定価格(千円)	14,073,107	11,383,900	14,881,947	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	702	688	663
		床 面 積(m ²)	51,182	51,452	50,253
		決定価格(千円)	462,621	418,721	447,403
	その他	棟 数(棟)	357	347	403
		床 面 積(m ²)	16,219	18,317	23,495
		決定価格(千円)	78,517	121,132	130,774
木造以外の屋	棟 数(棟)	257	262	293	
	床 面 積(m ²)	56,620	50,245	44,382	
	決定価格(千円)	1,542,496	1,130,323	933,304	
合 計	棟 数(棟)	1,316	1,297	1,359	
	床 面 積(m ²)	124,021	120,014	118,130	
	決定価格(千円)	2,083,634	1,670,176	1,511,481	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
消 費 本 数	303,536 千本	287,310 千本	285,491 千本
調 定 額	1,566,460 千円	1,490,386 千円	1,457,213 千円

2 入湯税

区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
課 税 人 員	736,506 人	723,298 人	736,813 人
調 定 額	89,934 千円	89,142 千円	91,491 千円

3 都市計画税

区 分		平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
課 標 準 税 額	土 地	416,606,771 千円	420,340,722 千円	423,424,633 千円
	家 屋	388,847,248 千円	389,140,616 千円	400,529,263 千円
	計	805,454,019 千円	809,481,338 千円	823,953,896 千円
調 定 額		1,601,329 千円	1,609,555 千円	1,638,733 千円
納 税 義 務 者 数		58,715 人	58,930 人	59,245 人

備考 元年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
調 定 額	5,642,628 千円	5,464,478 千円	5,278,779 千円
	33,999 世帯	33,134 世帯	32,103 世帯
7割軽減対象世帯数	8,717 世帯	8,761 世帯	8,512 世帯
5割軽減対象世帯数	4,981 世帯	4,802 世帯	4,720 世帯
2割軽減対象世帯数	3,771 世帯	3,664 世帯	3,537 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額			
		一 般	官公署	計 (1)							
総 数	29	100,958 台	458 台	101,416 台	458 台	1,509 台	99,449 台	642,811 千円			
	30	101,173	454	101,627	454	1,555	99,618	666,091			
	元	101,488	464	101,952	464	1,598	99,890	686,598			
原動機付自転車	50cc以下	29	9,699	41	9,740	41	40	9,659	19,318		
		30	9,223	41	9,264	41	56	9,167	18,334		
		元	8,803	40	8,843	40	48	8,755	17,510		
	50cc超 90cc以下	29	832	17	849	17	4	828	1,656		
		30	806	17	823	17	5	801	1,602		
		元	778	13	791	13	5	773	1,546		
	90cc超 125cc以下	29	1,388	15	1,403	15	6	1,382	3,317		
		30	1,412	15	1,427	15	4	1,408	3,379		
		元	1,455	18	1,473	18	5	1,450	3,480		
	ミニカー	29	144	1	145	1	0	144	533		
		30	136	1	137	1	1	135	500		
		元	136	1	137	1	1	135	500		
軽自動車	二輪車 (125cc超 250cc以下)	29	3,202	8	3,210	8	0	3,202	11,527		
		30	3,173	8	3,181	8	0	3,173	11,423		
		元	3,228	8	3,236	8	0	3,228	11,621		
	三輪車	29	0	0	0	0	0	0	0		
		30	0	0	0	0	0	0	0		
		元	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (新税率)	29	0	0	0	0	0	0	0		
		30	0	0	0	0	0	0	0		
		元	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (重課税率)	29	3	0	3	0	0	3	14		
		30	3	0	3	0	0	3	14		
		元	4	0	4	0	0	4	18		
	三輪車 (75%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0		
		30	0	0	0	0	0	0	0		
		元	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (50%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0		
		30	0	0	0	0	0	0	0		
		元	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (25%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0		
		30	0	0	0	0	0	0	0		
		元	0	0	0	0	0	0	0		
	四輪車	乗用	営業用	29	6	0	6	0	0	6	33
				30	8	0	8	0	0	8	44
				元	5	0	5	0	0	5	28
乗用		自家用	29	38,798	64	38,862	64	809	37,989	273,521	
			30	35,512	60	35,572	60	759	34,753	250,222	
			元	32,138	56	32,194	56	716	31,422	226,238	
貨物用		営業用	29	339	0	339	0	4	335	1,005	
			30	313	0	313	0	4	309	927	
			元	272	0	272	0	2	270	810	
貨物用		自家用	29	11,201	155	11,356	155	152	11,049	44,196	
			30	9,943	141	10,084	141	113	9,830	39,320	
			元	8,675	122	8,797	122	107	8,568	34,272	
乗用 (新税率)	営業用	29	0	0	0	0	0	0	0		
		30	1	0	1	0	0	1	7		
		元	4	0	4	0	0	4	28		
乗用 (新税率)	自家用	29	4,164	4	4,168	4	77	4,087	44,140		
		30	8,030	9	8,039	9	161	7,869	84,985		
		元	11,393	14	11,407	14	243	11,150	120,420		
貨物用 (新税率)	営業用	29	67	0	67	0	0	67	255		
		30	122	0	122	0	0	122	464		
		元	170	0	170	0	0	170	646		
貨物用 (新税率)	自家用	29	1,765	26	1,791	26	16	1,749	8,745		
		30	2,883	33	2,916	33	23	2,860	14,300		
		元	3,970	43	4,013	43	29	3,941	19,705		

備考 7月1日現在の現年課税分

区分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一般	官公署	計 (1)						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	29 0台 30 0 元 0	0台 0 0	0台 0 0	0台 0 0	0台 0 0	0千円 0 0		
		自家用 (重課税率)	29 10,498 30 11,168 元 11,782	19 20 20	10,517 11,188 11,802	19 20 20	256 271 290	10,242 10,897 11,492	132,122 140,571 148,247	
		貨物用	29 128 30 127 元 131	0 0 0	128 127 131	0 0 0	2 2 1	126 125 130	567 563 585	
	貨物用	自家用 (重課税率)	29 8,808 30 8,879 元 8,916	63 69 80	8,871 8,948 8,996	63 69 80	98 113 106	8,710 8,766 8,810	52,260 52,596 52,860	
		乗用 (75%軽課)	営業用	29 0 30 0 元 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			自家用	29 2 30 0 元 0	0 0 0	2 0 0	0 0 0	0 0 0	2 0 0	5 0 0
	貨物用 (75%軽課)		29 0 30 0 元 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	貨物用	自家用 (75%軽課)	29 1 30 0 元 1	0 0 0	1 0 1	0 0 0	0 0 0	1 0 1	1 0 1	
		乗用 (50%軽課)	営業用	29 0 30 0 元 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			自家用	29 1,007 30 613 元 562	2 1 3	1,009 614 565	2 1 3	16 12 7	991 601 555	5,351 3,245 2,997
	貨物用 (50%軽課)		29 0 30 0 元 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	乗用 (25%軽課)	営業用	29 1 30 0 元 1	0 0 0	1 0 1	0 0 0	0 0 0	1 0 1	5 0 5	
		自家用	29 1,586 30 1,496 元 1,660	2 0 5	1,588 1,496 1,665	2 0 5	28 29 37	1,558 1,467 1,623	12,620 11,883 13,146	
		貨物用	29 26 30 9 元 9	0 0 0	26 9 9	0 0 0	0 0 0	26 9 9	75 26 26	
	貨物用	自家用 (25%軽課)	29 214 30 147 元 170	2 0 1	216 147 171	2 0 1	0 0 0	214 147 170	813 559 646	
		雪上用	29 3 30 2 元 2	0 0 0	3 2 2	0 0 0	0 0 0	3 2 2	11 7 7	
			農耕用	29 3,245 30 3,284 元 3,341	6 5 5	3,251 3,289 3,346	6 5 5	0 0 0	3,245 3,284 3,341	7,788 7,882 8,018
	小型特殊 (その他)		29 468 30 483 元 478	12 12 12	480 495 490	12 12 12	0 0 0	468 483 478	2,761 2,850 2,820	
	二輪小型 (250cc超)	29 3,363 30 3,400 元 3,404	21 22 23	3,384 3,422 3,427	21 22 23	1 2 1	3,362 3,398 3,403	20,172 20,388 20,418		

6 利子割交付金

区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
長 野 県 全 体	270,378 千円	462,620 千円	536,361 千円
松 本 市	35,713 千円	61,415 千円	71,417 千円

7 配当割交付金

区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
長 野 県 全 体	831,168 千円	1,104,402 千円	911,699 千円
松 本 市	109,799 千円	146,645 千円	121,483 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
長 野 県 全 体	483,353 千円	1,198,621 千円	765,502 千円
松 本 市	64,102 千円	159,219 千円	102,142 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
交 付 金	30,297 千円	29,681 千円	30,014 千円

10 口座振替納付の状況調(平成30年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数	32,537 件	29.9 %
	税額	1,961,524 千円	42.9 %
固定資産税 都市計画税	件数	186,373 件	50.4 %
	税額	8,727,819 千円	50.1 %
軽自動車税 (全期)	件数	21,577 件	21.5 %
	税額	126,484 千円	18.9 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	9,896 件	7,763 件	7,397 件	7,481 件
	630,875 千円	441,859 千円	438,206 千円	450,584 千円
固定資産税 都市計画税	53,161 件	44,860 件	44,139 件	44,213 件
	2,990,272 千円	1,922,672 千円	1,904,494 千円	1,910,381 千円
軽自動車税 (全期)	21,577 件			
	126,484 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	108,668 件	48.8 %
	税額	2,629,120 千円	54.9 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	12,872 件	12,701	12,606	11,920	11,852	11,817	11,724	11,655	11,521
	308,754 千円	300,866	298,915	290,212	288,600	287,423	286,195	284,982	283,173

11 市税の徴収に要する経費

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
税 収 入 額	1 市 税	35,749,498 千円	36,623,487 千円	36,693,507 千円
	2 個 人 県 民 税	8,929,086	9,129,747	9,156,949
	3 計	44,678,584	45,753,234	45,850,456
市税及び個人県民税に係る徴収経費	4 基 本 給	304,003	315,570	310,419
	5 諸 手 当	181,494	189,412	185,572
	(1) 超 過 勤 務 手 当	19,367	20,453	19,256
	(2) 税 務 特 別 手 当	0	0	0
	(3) そ の 他 の 手 当	162,127	168,959	166,316
	6 そ の 他	125,915	128,890	131,995
	7 小 計	611,412	633,872	627,986
	8 旅 費	651	621	770
	9 賃 金	5,924	5,885	5,317
	10 そ の 他	387,861	309,530	254,960
	11 小 計	394,436	316,036	261,047
	12 前納報奨金・その他	61	62	54
	13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	61	62	54
	16 そ の 他	132,730	181,692	186,012
	17 合 計	1,138,639	1,131,662	1,075,099
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納税通知書数による金額	-	-	-
	19 納税義務者数による金額	352,155	358,644	362,943
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	-	-	-
	21 平成18年度課税以前の滞納繰越分による金額	128	76	166
	22 配当割額・株式譲渡所得割額控除による還付・充当金額	4,578	2,913	4,335
	23 合 計	356,861	361,633	367,444
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)	781,778	770,029	707,655	
市税及び個人県民税に係る徴収経費(百円当たり)	2.5 円	2.5 円	2.3 円	
市 税 に 係 る 徴 収 経 費 (百円当たり)	2.2 円	2.1 円	1.9 円	

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和元年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償却資産に関する証明	1枚	300円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に関 する証明 (加算分)	車庫証明	登記用 通知	合 計
28	55,317 (10,576)	409	7,323	9,387	8,023 (475)	11,976 (560)	0	12,263	104,698
29	54,889 (11,331)	361	8,095	9,658	7,767 (367)	11,861 (460)	0	12,077	104,718
30	45,277 (9,740)	445	8,891	9,221	8,741 (265)	12,093 (275)	0	11,296	95,964

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
土地図面の閲覧及び複写交付		1,137	797	1,185

VI 参考資料 市税の変遷

税目	年度		平成29年度																																
	区分																																		
収入より 控除	青色専従者	完全給与額																																	
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円																																	
給与所得控除	最低	650,000円																																	
	最高	2,300,000円(給与収入12,000,000円超)																																	
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																																	
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額																																	
	社会保険料	支払った金額の全額																																	
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																																	
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円																															
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円																															
		各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円																																	
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円																																	
	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)																																	
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)																																
特定・老人扶養		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)																																	
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)																																	
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)																																		
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円 330,000円																																		
個人税率	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額																																	
		均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}																																
	法人税率	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%																																
			均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業員数</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>(2) 1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>(3) 1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>(4) 1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>(5) 1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>(6) 1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>(7) 10億円超50億円以下</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>(8) 10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>(9) 50億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>(10) 50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業員数	均等割	(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	(9) 50億円超	50人以下	410,000円	(10) 50億円超
資本金等の額		従業員数	均等割																																
(1) 1千万円以下		50人以下	50,000円																																
(2) 1千万円以下		50人超	120,000円																																
(3) 1千万円超1億円以下		50人以下	130,000円																																
(4) 1千万円超1億円以下		50人超	150,000円																																
(5) 1億円超10億円以下		50人以下	160,000円																																
(6) 1億円超10億円以下		50人超	400,000円																																
(7) 10億円超50億円以下		50人以下	410,000円																																
(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																	
(9) 50億円超	50人以下	410,000円																																	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円																																	
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%																																
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%																																
住宅借入金等特別税額控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% ※私募証券投資信託に係るものを除く																																	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%																																	
寄附金控除	配当	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額																																	
		(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額																																	
申告特例控除	配当	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5}																																	
		県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%																																	
所得割課税の調整措置	配当	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額)に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用																																	
		配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除																																	
外国税額控除	配当	[[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)]]																																	
		-[総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除)]×(市県民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)																																	
非課税限度額	配当	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)																																	
		1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)																																	

税目	年度		平成29年度																																																																																	
	区分	税率																																																																																		
固定資産税	税率	1.4%																																																																																		
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円																																																																														
	その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価負担水準</th> <th>課税標準額算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">商業地</td> <td>70%超</td> <td>評価額の70%まで引下げ</td> </tr> <tr> <td>60%以上～70%以下</td> <td>前年度課税標準額据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%</td> </tr> </tbody> </table>			評価負担水準	課税標準額算出方法	商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価負担水準</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80～90</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70～80</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table>			評価負担水準	負担率	農地	90%以上	1.025	80～90	1.05	70～80	1.075	70未満	1.10																																																									
			評価負担水準	課税標準額算出方法																																																																																
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ																																																																																		
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き																																																																																		
	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%																																																																																		
	評価負担水準	負担率																																																																																		
農地	90%以上	1.025																																																																																		
	80～90	1.05																																																																																		
	70～80	1.075																																																																																		
	70未満	1.10																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価負担水準</th> <th>課税標準額算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅地</td> <td>100%以上</td> <td>本則課税となり引下げ</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%</td> </tr> </tbody> </table>			評価負担水準	課税標準額算出方法	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%	<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成28年度課税標準額}}{\text{平成29年度評価額}} \times \text{特例}$</p>																																																																								
	評価負担水準	課税標準額算出方法																																																																																		
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ																																																																																		
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額																																																																																		
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																																																																		
軽自動車税	税率	<p>1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>単位(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>二輪の軽自動車・雪上車</td> <td></td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 三輪以上の軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">単位(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100</td> <td>3,900</td> <td>4,600</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪 乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200</td> <td>10,800</td> <td>12,900</td> <td>2,700</td> <td>5,400</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500</td> <td>6,900</td> <td>8,200</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪 貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>1,300</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000</td> <td>3,800</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合) ⑤乗用:H32燃費基準+30%達成 貨物:H27燃費基準+35%達成 ⑥乗用:H32燃費基準+10%達成 貨物:H27燃費基準+15%達成 ※④～⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る</p>							単位(円)	原付	50cc以下	2,000	50cc超90cc以下	2,000	90cc超125cc以下	2,400	ミニカー	3,700	小型特殊	農耕作業用	2,400		その他	5,900	二輪の軽自動車・雪上車		3,600	二輪の小型自動車		6,000			単位(円)								①	②	③	④	⑤	⑥	三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	四輪 乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	四輪 貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
		単位(円)																																																																																		
原付	50cc以下	2,000																																																																																		
	50cc超90cc以下	2,000																																																																																		
	90cc超125cc以下	2,400																																																																																		
	ミニカー	3,700																																																																																		
小型特殊	農耕作業用	2,400																																																																																		
	その他	5,900																																																																																		
二輪の軽自動車・雪上車		3,600																																																																																		
二輪の小型自動車		6,000																																																																																		
		単位(円)																																																																																		
		①	②	③	④	⑤	⑥																																																																													
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																																																													
四輪 乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																																																													
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																																																													
四輪 貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																																																													
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																																																													
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		$\frac{5,262\text{円}}{1,000\text{本}}$		$\frac{3,355\text{円}}{1,000\text{本}}$																																																																														
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																																																																		
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																																																																			
都市計画税	税率	0.2%																																																																																		
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																																																																		
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																																																																		
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																																																															
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540,000円																																																																															
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																																																															
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円																																																																															

税目	区分	年度	平成30年度	
収入 より 控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
給与所得控除	最低	650,000円		
	最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)		
雑 損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来 の医療 費控 除 (限 度額 2,00 0,00 0円) (2)レ ジメ ンツ 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
	医療費	支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)		
所 得 控 除	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円	
	(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円	
地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)			
扶 養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円			
基礎	330,000円			
税 人	個 所 得 割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 (1) 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ① 所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ② 合計課税所得金額 (2) 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ① 所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均 等 割	3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
税 率	税 割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%		
	法 人	均 等 割	資本金等の額	従業員数
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
(9) 50億円超		50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円		
配当控除	配 当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
	配 当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%		
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・(寄附金－2000円)×6%)+(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)) －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	合計所得金額1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			

税目	年度		平成30年度								
	区分										
固定資産税	税率	1.4%									
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産 150万円							
	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			農地	評価負担水準	負担率			
		70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025			
	業地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80～90	1.05				
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70～80	1.075				
	その他	住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法			70未満	1.10			
		100%以上	本則課税となり引下げ								
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額								
		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
	<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{平成29年度課税標準額}}{\text{平成30年度評価額}} \times \text{特例}$										
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		2. 三輪以上の軽自動車							
		単位(円)		単位(円)							
		原付	50cc以下	2,000	三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥
			50cc超90cc以下	2,000	四輪 自家用	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
			90cc超125cc以下	2,400	乗用 営業用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
			ミニカー	3,700	四輪 自家用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		小型特殊	農耕作業用	2,400	四輪 貨物 営業用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
			その他	5,900	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
		二輪の軽自動車・雪上車		3,600	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車						
		二輪の小型自動車		6,000	②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車						
					③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車						
					④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)						
					⑤乗用:H32燃費基準+30%達成 貨物:H27燃費基準+35%達成						
					⑥乗用:H32燃費基準+10%達成 貨物:H27燃費基準+15%達成						
					※④～⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る(購入翌年度課税のみ適用)						
					※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る						
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	4～9月	$\frac{5,262\text{円}}{1,000\text{本}}$	10～3月	$\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{4,000\text{円}}{1,000\text{本}}$			
	その他	返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%									
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの									
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	580,000円						
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円						
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円						

税目	年度		令和元年度		
	区分				
収入より	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
控除	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)		
市控	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	所得	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
		各保険料控除全体での控除適用限度額		(新・旧契約ともに) 70,000円	
	除	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
		障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)		
		扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)	
	特定・老人扶養		450,000円(特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
	配偶者特別基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円~330,000円			
民税	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
		均等割	3,500円 [(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
	税率	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%	
			均等割	資本金等の額	従業員数
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下		50人以下	410,000円		
(8) 10億円超50億円以下		50人超	1,750,000円		
(9) 50億円超	50人以下	410,000円			
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ))- (総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除))×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				

税目	年度		令和元年度								
	区分										
固定資産税	税率	1.4%									
	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円									
	その他	業地	評価負担水準		課税標準額算出方法						
			70%超	評価額の70%まで引下げ			農地	評価負担水準	負担率		
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き						90%以上	1.025
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%						80%～90%	1.05
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額			70%～80%	1.075					
	住宅地	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%			70%未満	1.10				
			評価負担水準		課税標準額算出方法						
			100%以上	本則課税となり引下げ							
<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成30年度課税標準額}}{\text{令和元年度評価額}} \times \text{特例}$</p>											
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		2. 三輪以上の軽自動車 (単位:円)							
		原付	50cc以下	2,000	①	②	③	④	⑤	⑥	
			50cc超90cc以下	2,000	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	
			90cc超125cc以下	2,400	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
			ミニカー	3,700	乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		小型特殊	農耕作業用	2,400	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
			その他	5,900	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
		二輪の軽自動車・雪上車	3,600	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車							
		二輪の小型自動車	6,000	②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車							
		③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車									
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減											
⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減											
⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費基準+15%達成・25%軽減											
※④～⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)											
※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。											
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 $\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$		旧3級品の紙巻たばこ $\frac{4,000\text{円}}{1,000\text{本}}$		$\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円										
都市計画税	税率	0.2%									
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの									
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	610,000円						
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円						
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円						

市 税 概 要

令和元年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本